

地域における公害防止のための情報共有の在り方

地域との情報共有に関する検討会

1. はじめに

「公害防止のための新しい地域パートナーシップに関する指針」（公害防止のための新しい地域パートナーシップに関する検討会）では、事業者・地方自治体・地域住民の三者の相互信頼と協力関係による「公害のない、よりよい環境を目指した地域づくり」に向けての提言を行っており、今後、地域における状況に合わせた積極的な取組が期待される場所である。

地域において相互信頼に基づく取組を進めるためには、事業者・地方自治体・地域住民の三者間で地域の公害防止に関する情報共有を行うことが前提となる。まず、情報共有を行い、その情報に基づいて、三者が意見交換や共同作業を行うことにより、三者間に信頼関係が生まれ、その結果、三者の連携による公害防止対策の実施につながっていくと考えている。

この「地域における公害防止のための情報共有の在り方」は、「公害防止のための新しい地域パートナーシップに関する指針」における情報共有の参考となるよう、情報共有を行う「主体」や「情報の内容」等について、具体的に整理したものである（図 1）。

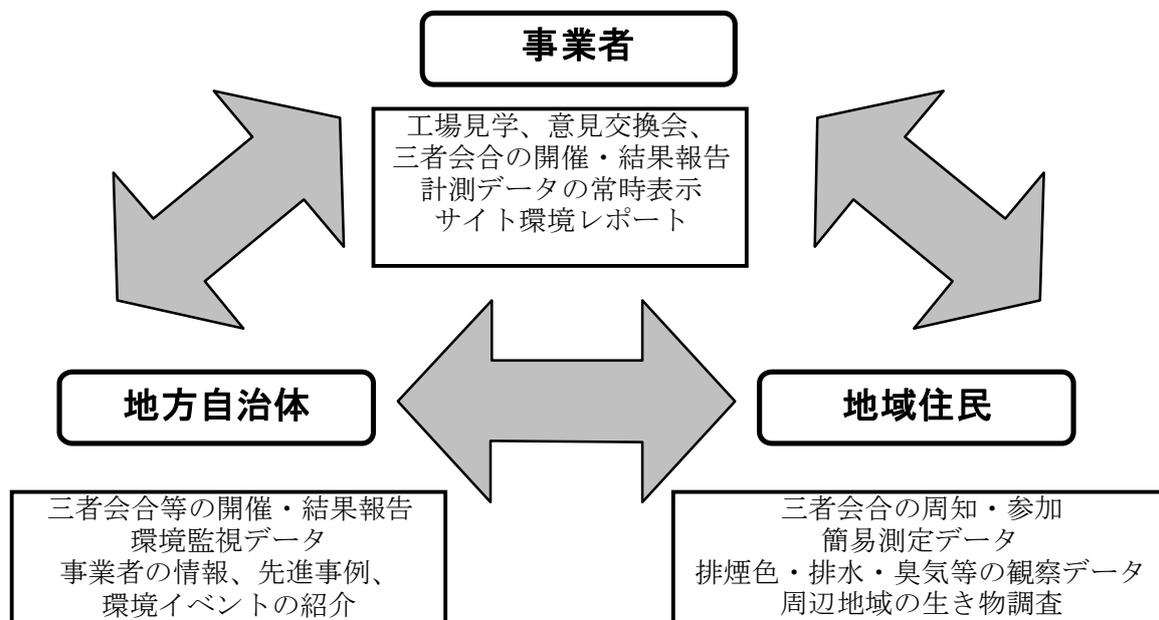


図 1 事業者・地方自治体・地域住民による情報共有のイメージ

2. 情報共有のメリット

情報共有を行う実施主体は、地域住民の健康や地域の環境に関心を持つ人々及び団体であり、①事業活動を行う「事業者」、②地域における公害防止規制を行う「地方自治体」、③地域で生活する「地域住民」の三者を想定している。情報共有はこれら三者にとってそれぞれ以下のメリットがある。

(1) 事業者にとってのメリット

事業者にとっては、地方自治体及び地域住民へ公害防止に関する情報を公開し、日頃からコミュニケーションを行うことによって、事業者の公害防止活動や企業姿勢に対する理解が深まり、地方自治体及び地域住民と良好な信頼関係を構築できることがメリットである。

例えば、万一、事業者が深刻な事故等を発生させた場合、事業者の信用や企業価値が悪化することもあるが、事前に地域内で日常の公害防止活動への理解が得られていれば、自社への社会的な影響が軽減され、経営リスクを低減することができる。

また、事業場における公害防止活動の情報を自ら公開することにより、内部的にも公害防止活動への緊張感をもたらす効果が期待できる。

(2) 地方自治体にとってのメリット

地方自治体にとっては、事業者の情報共有の取組を支援することにより、公害防止対策について事業者とお互いの工夫や知恵を共有しあう関係を構築できることがメリットである。

また、普段から地域住民と情報共有を行うことで、事業場での事故等の通報が迅速に得られるなど、地域に密着した環境の状況把握が可能となる。

(3) 地域住民にとってのメリット

地域住民にとっては、事業場の在り方や地域の環境に対する日ごろの気づきや疑問・意見等を、事業者や地方自治体に伝えることにより、「公害のない、よりよい環境を目指した地域づくり」に役立つことがメリットである。

また、地域集会、環境勉強会、ワークショップ等を通して、地域の情報や知識を得ることにより、自らの理解を深めることができる。

3. 情報共有の実施主体について

相互信頼に基づいて地域の環境を改善していくためには、事業者・地方自治体・地域住民の三者間の情報共有が必要である。事業者・地方自治体・地域住民は、その規模や性質、情報共有の取組への関わり方が様々であることから、以下に情報共有を実施するための具体的な整理を行った。

(1) 事業者

公害防止に関する情報共有の最も重要な主体は、事業活動により地域住民の健康や地域の環境に影響を与える可能性のある事業者・事業場であり、地方自治体や地域住民に対して積極的に情報公開を行い、継続して情報共有の取組を進めていくことが望まれる。

① 情報共有を行うことが望まれる事業者・事業場

以下の事業場は、地域住民の健康や地域の環境に影響を与える可能性があるため、情報共有を行うことが望まれる。

- 大気汚染防止法の規制対象施設（ばい煙発生施設等）を設置する事業場
- 水質汚濁防止法の規制対象施設（特定施設）を設置する事業場
- 災害や事故等の異常時に漏洩や流出が懸念される物質（危険物、毒物・劇物、高圧ガス等）を取り扱う事業場

以下の事業場においては、地域の環境に与える影響が大きいことから、特に積極的な情報共有が望まれる。

- 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」において公害防止組織の整備（公害防止管理者の選任）が義務付けられている工場

以下の事業者においては、既に地域との情報共有を行うための基盤が出来ていることから、積極的な情報共有が望まれる。

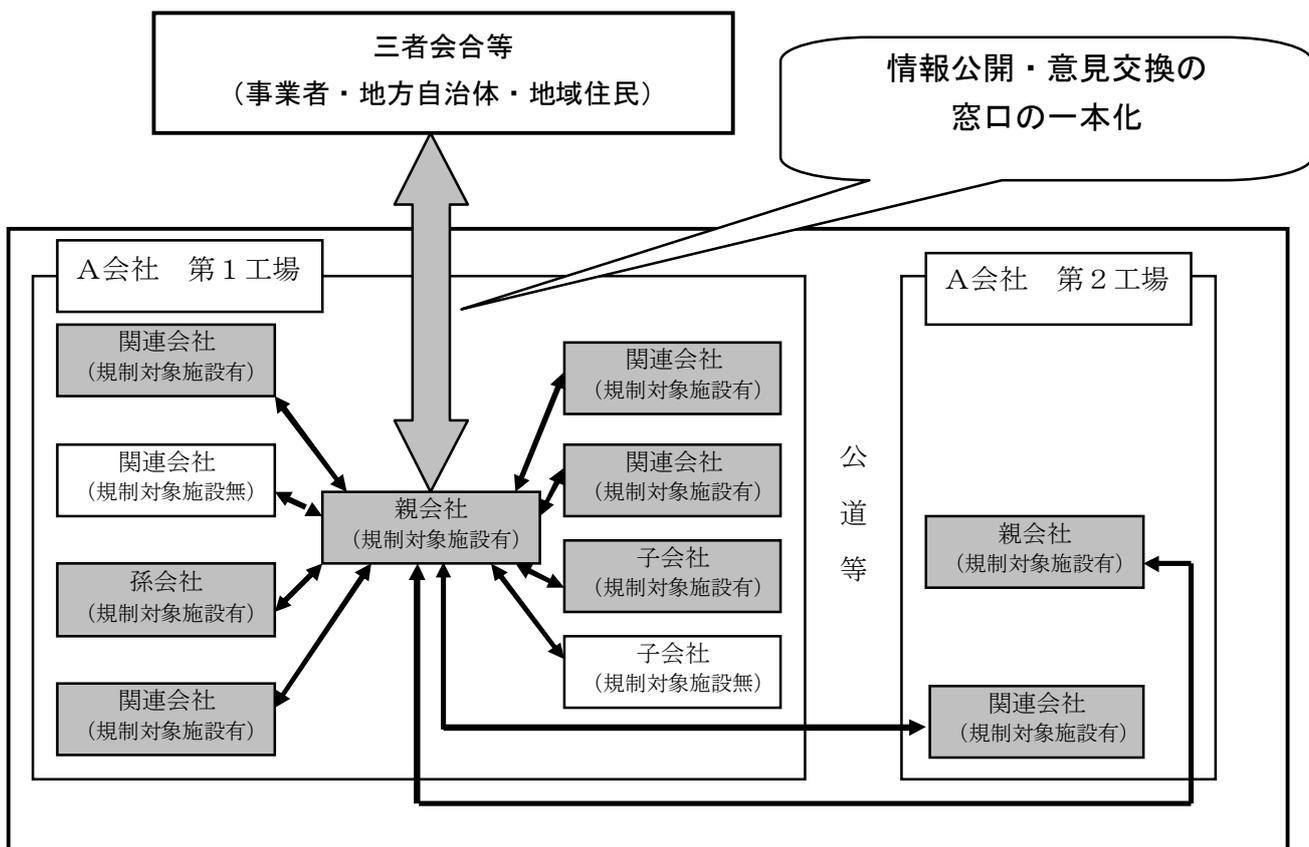
- 環境報告書を作成・公表している事業者
- ISO14000 シリーズ、エコアクション 21、KES・環境マネジメントシステム・スタンダード、エコステージ等の環境マネジメントシステムの認証を取得している事業者
- 地域、環境に配慮した先進的な工場づくり等の取組を行う工業団地・同業者組合・地域組合・商工会等に属する事業者

また、情報共有に取り組み始めた事業者や、中小事業者においては、重要事項から情報を公開するなどの現実的な対応を行いつつ、対応可能な範囲で段階的に情報共有に取り組むことが望まれる。

② 事業場の単位

地域住民の健康や地域の環境への影響が懸念されるのは事業場の周辺地域であることから、情報共有は事業者や事業者グループ全体でなく、事業場単位で行うことが適当である。ただし、以下のような事例もあることから、地域の実情に合わせ、三者で情報共有の範囲を確認することが重要である。

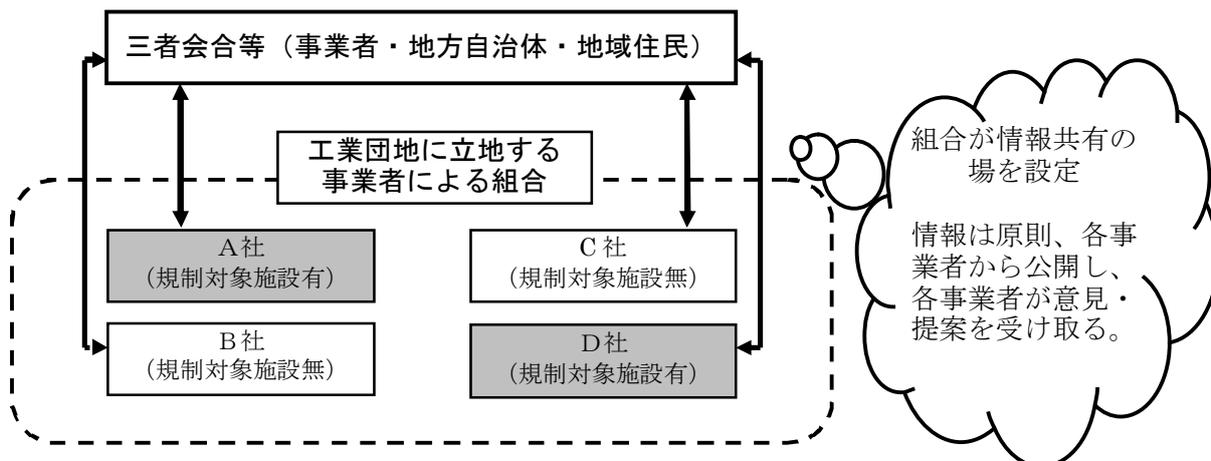
- ひとつの事業場内で、または、隣接する複数の事業場内で、親会社・子会社・孫会社、関連グループ会社等の複数の事業者が操業する場合であっても、地域住民の視点では、親会社が経営するひとつの事業場であることから、全ての事業者の窓口を一本化して、情報公開や意見交換を行うことが望まれる（図 2）。
- 工業団地においては、複数の事業場からの影響を考えることが適当であり、組合が情報共有を行う場を設定することが望まれる。情報公開は各事業者が行い、それぞれが地域住民と情報共有を行うことが原則と考えられる（図 3）。



親会社は、事業場全体について、関連会社、子会社等の情報を統合して情報を公開し、意見・提案への対応を行う。（公道等で隔てられていても、近隣に位置し、一体となった事業活動を行っている事業場を含む。）

※ ←→は、情報公開と意見交換を示す。

図 2 子会社、関連会社を有する大規模事業場における情報公開・意見交換のイメージ



※ ←→は、情報公開と意見交換を示す。

図 3 工業団地組合を通じた情報公開・意見交換のイメージ

(2) 地方自治体

地方自治体には、都道府県・市区町村等のうち、①事業場が立地する地域の地方自治体、②当該事業場が立地する地域の近隣にあってその影響を受ける地域の地方自治体が含まれる。

都道府県や政令市等については、公害防止関連法令の規制を担い、様々な人材や情報を有していることから、情報共有の取組を積極的に推進することが望まれる。また、影響を受ける地域の地方自治体の場合、事業場が立地する地方自治体や影響を受ける他の地方自治体と連携して取り組むことが望まれる。

地方自治体は、事業者や地域住民からの情報公開、情報共有を促進する支援者としての役割を担う。

(3) 地域住民

地域住民は、地域で生活する個人、地域で活動するグループ及び団体を想定している。グループは、地域環境に興味を持つ人々の集まりであり、地域集会、環境勉強会等が含まれる。地域で活動する団体としては、町内会、自治会、NPO/NGO、中小企業団体・農業団体・漁業団体等が含まれる。

地方自治体や企業の退職者などの公害防止対策の経験者、学識経験者、環境カウンセラー等は、専門的知識を有することから、情報共有の場での活動が期待される。

4. 情報共有の内容について

地域によって環境その他の状況が異なるため、情報共有する内容は、三者間の協議の上で決めることが適当である。ここでは、事業者・地方自治体・地域住民それぞれが公開し、地域において共有することが望まれる情報を一般的な例として整理した。

(1) 事業者が公開する情報

① 優先的な公開が望まれる情報

事業者は、地域に対して自らの説明責任を果たすために、公害防止に関する情報を公開し、情報共有を進めていくことが望まれる。三者が協力して「公害のない、よりよい環境を目指した地域づくり」を進めるためには、例えば、以下のような情報を優先して公開することが望まれる。

【事業活動に関する情報】

- 事業内容や事業場の概要（事業場で取り扱う商品、サービスの内容等）
- 事業場の工程の紹介（製造工程の概略、作業内容、各工程で使用する主な化学物質等）
- 環境マネジメントシステムの認証取得（ISO14000 シリーズ、エコアクション 21 等）
- 公害防止対策に関連する表彰や認定

（地方自治体や業界団体の認定する環境優良工場、大気環境保全活動功労者表彰、PRTR 大賞等）

【公害防止関連法令に関する情報】

- 公害防止関連法令に定める規制対象施設の種類、業種
- 大気汚染防止法や条例の濃度基準の対象物質に係る濃度の測定結果
（総量規制の対象となっている場合、排出量も該当）
- 水質汚濁防止法や条例の濃度基準の対象物質に係る濃度等の測定結果
（総量規制の対象となっている場合、汚濁負荷量も該当）
- 悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法等に基づく測定結果

【公害防止管理に関する情報】

- 事業場の環境改善目標や公害防止に関する計画、進捗状況
（設備改良による排出量抑制・削減、より環境負荷の少ない物質への転換等）
- 事業場の公害防止管理体制（データのチェック体制、従業員への教育の推進等）
- 意見や、異臭など公害苦情の問い合わせ連絡窓口

【社会貢献に関する情報】

- 工場見学、意見交換会、三者会合等の開催情報と結果報告
- 地域における環境保全への取組（環境保全活動への参加、助成プログラム等）
- 地域における CSR 活動（ボランティア活動、出前授業、社員教育活動等）

なお、地域住民の利用を考えると、公害防止関係法令に関する数値情報は、事業場の数値（濃度・排出量）と、当該関係法令や公害防止協定における基準値が比較できるようにすることや、表形式で記載

することが望まれる。

② 地域の要望や提案に対応した公開が望まれる情報

事業者は、地方自治体及び地域住民からの要望や提案に対応しながら、必要な情報を継続的に公開することが望まれる。例えば、以下のような情報の公開が望まれる。

【公害防止関連法令以外の環境負荷に関する情報】

- 化学物質排出把握管理促進法の排出量・移動量の届出情報
- 地球温暖化対策推進法、オゾン層保護法、廃棄物処理法等の届出情報

【異常時や事故時に関する情報】

- 異常が生じた場合の原因及び対策
- 過去の事故事例及び対策
- 災害や事故時に漏洩や流出が懸念される危険物等の貯蔵量や予防措置
- 労働安全衛生に関する情報（職業病、労働災害の発生事例及び改善策）

（2）地方自治体が公開する情報

地方自治体は、事業者による積極的な情報公開を促すとともに、自らが持つ情報についても可能な限り公開し、地域における情報共有を進めることが望まれる。三者が地域の公害防止に関する情報を共有し、協力して「公害のない、よりよい環境を目指した地域づくり」を普及促進するために、例えば、以下のような情報の公開が望まれる。

- 地方自治体の環境基本計画及び年次報告書
- 地域における環境調査結果（大気汚染の常時監視結果、公共用水域の水質測定結果等）
- 事業者が公表する情報の種類や事業者が主催するイベント等の紹介
（工場見学会、環境報告会等）
- 事業者・事業場との環境保全協定の締結状況や協定の概要、履行状況
- 事業者・地方自治体・地域住民の意見交換会や三者会合の開催と結果報告
- 公害関係法令等の解説や国や地方自治体等による補助・助成・融資制度に関する情報
- 事業者の先進的な取組や改善に関する事例

地方自治体は、事業者から得た届出データや立入検査結果等の一般に公表されていない情報を保有している。これら情報は、地域住民と事業者の意向を勘案し、事業者からの情報公開を促しつつ、日頃から事業者との信頼関係を築くよう努めた上で地方自治体から公開するなどして情報共有を進めることが望まれる。

（3）地域住民が公開する情報

地域住民の疑問・意見は、地域の環境に関する貴重な情報であり、地域住民の指摘が、事業者や地方自治体の取組や改善へとつながる。地域住民は、情報共有の場に積極的に参加し、地域住民ならではの

視点で得られた意見や疑問、観察や環境モニタリング結果等を、事業者や地方自治体に対して、積極的に発信して行くことが望まれる。三者が地域の公害防止に関する情報を共有し、協力して「公害のない、よりよい環境を目指した地域づくり」を進めるために、例えば、以下のような情報の公開が望まれる。

- 事業者・地方自治体への疑問・意見
- 大気の日視観測（排煙の色、遠景の可視状況等の観察等）
- 水質の日視観測（濁水・着色水・油含有水等の排水の色や様子、河川水・海水の観察等）
- その他の環境関連法令の対象項目ではない、五感による観察情報（臭気、騒音、振動等の観察等）
- 簡易的なモニタリング結果（大気質・水質の簡易測定、周辺地域の生き物調査等）

なお、簡易測定や五感による観察情報は、測定の方法、場所、時刻等の情報と併せて記録することが重要である。簡易測定の結果は、環境基準や排出基準に直接結び付くものではないが、事業場内の施設の異常や事故を発見したり、公定法による精密な環境監視モニタリングの必要性や重要地点を判断したり、経年的な変化傾向を見るためには有用である。

5. 情報共有の手段について

情報共有の手段は各主体や地域の様々な状況により異なるが、双方向性を加えることによって、コミュニケーションを取ることが容易になり、情報共有が促進される。ここでは情報共有の手段と双方向にコミュニケーションを取るための工夫について整理した。

（1）基礎的な情報共有の手段

情報共有では、各主体が情報を公開し、その情報に対する意見や提案に対応することが求められる。事業者・地方自治体・地域住民それぞれが、地域の公害防止に関して事実を正確に伝え、相互に理解することが重要であり、三者が信頼関係を築く第一歩となる。また、情報共有には、多くの地域住民に関心を持ってもらうための工夫、情報の理解を深めるための工夫、意見や提案を受け取るための工夫を行うことが望まれる。

① 事業者の情報共有手段

事業者が公開を行う情報の種類は多岐に渡るため、情報の内容や目的によって手段を選択することが求められる。事業者の情報共有手段の具体的な例と主な特徴・注意点等を以下に示す。

- 環境イベント（工場見学、環境報告会等）
 - 地域住民が事業場の活動に興味を持つ契機となる。
 - 幅広い年齢層が興味を持つイベント（クイズ、体験コーナー）の開催など参加を促す工夫、地域住民の意見を聞く機会（アンケート、質問コーナー）を設ける等の工夫が望まれる。
- 地域情報誌、新聞広告、新聞への折込、町内会の回覧・掲示板等

- 年数回の発行などの継続的に情報を発信することで、事業者の取組や報告を多くの地域住民に効率よく周知できる。
 - クイズ応募とご意見欄を併せて掲載する等、地域住民の意見を募る工夫が望まれる。
- 電光掲示板・モニターによる計測データの常時表示
 - 事業場周辺の環境状況をリアルタイムで共有できる。
 - インターネット等で広く一般に公表するとともに、数値の意味や異常時における状況について説明する、電光掲示板やモニターに事業場の連絡先の表示をつける等の双方向性を持たせる工夫が望まれる。
- ホームページ、サイト環境レポート、環境報告書、パンフレット等
 - ホームページは、幅広い情報を適時、公開・更新できる。
 - サイト環境レポートは、地域に関連する取組を紹介できる。
 - 問い合わせ先、意見・提案箱、コミュニケーションサイトを設ける等の地域住民の意見を募る工夫や仕組みが望まれる。

② 地方自治体の情報共有手段

地方自治体は、あらゆる事業者や地域住民に幅広く情報共有の取組を知ってもらうため、情報を随時公開し、普及促進することが望まれる。地方自治体の情報共有手段の具体的な例と主な特徴・注意点を以下に示す。

- 環境フォーラム、シンポジウム、キャンペーン、環境講座、市民学習会等
 - 事業者・地域住民が情報共有に関心を持つ契機となる。
 - 事業者・地域住民の意見を聞く機会（アンケート、質問コーナー）を設ける工夫が望まれる。
- 広報誌、ラジオ・ケーブルテレビの行政放送、町内会の回覧・掲示板等
 - 年数回の発行、毎週の放送などの継続的に情報を発信することで、地方自治体の取組や報告を多くの地域住民に効率よく周知できる。
 - 広報誌等にクイズ応募とご意見欄を併せて掲載する等、意見を募る工夫が望まれる。
- 地方自治体のホームページ等
 - 行政サービスの窓口でもあり、幅広い情報を適時、公開・更新できる。
 - 問い合わせ先や意見・提案箱、コミュニケーションサイトを設ける等、事業者・地域住民の意見を募るための工夫や仕組みが望まれる。

③ 地域住民の情報共有手段

地域住民は、事業者・地方自治体の情報を取得し、地域住民の意見や提案を積極的に発信することが

望まれる。地域住民の情報共有手段の具体的な例と主な特徴・注意点等を以下に示す。

- 地域住民のホームページ、ブログ、ツイッター等
 - 携帯電話からの投稿など操作が容易、かつ、低コストであり、場所や時間を問わず情報を公開・入手できる。
 - ブログ、ツイッターのコメントやメッセージで気軽に意見交換できる一方、炎上もありうるため、注意が必要である。

(2) 情報交換を前提とする三者会合等

三者が互いに情報を確認し合い、相手を理解するという取組を継続して行うことにより、相互の信頼関係が築かれる。情報共有を深めるための具体的手段の説明と主な特徴を以下に示す。

- 意見交換会（ラウンドテーブル）、協議会、定期会合、環境実践活動（河川の水質浄化活動など）等
 - 定期的に事業場の排出等、活動結果、対策効果を共に確認し、三者による情報共有と対話を行うことにより、相互理解を図ることができる。
 - 定期的なアンケート調査や外部評価を行うこと等により、新しい視点を取り入れて、情報共有の取組が形骸化しないよう工夫することが望まれる。
 - 情報の理解を深めるために、公害防止対策の経験者等の有識者が、専門的知識に基づいて、解説を行うことが期待される。
 - 事業者と地方自治体が協力し、計画や実施、結果のとりまとめを行うことにより、共通認識が形成され、相互信頼が醸成される。
- 地域集会、環境勉強会、ワークショップ等
 - 地域住民が中心となって開催されることが多く、事業者・地方自治体が参加して新しい情報を得る機会となる。
 - 参加者がグループ内で相互に学びあうことにより、情報の理解を深めることができる。
 - 公害防止対策の経験者等の有識者が、講師、解説者、助言者等として参加することによって、住民の知識向上に役立つ。